

議案第17号関係資料

地方税の取扱いについて

平成 15 年 9 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(9) 地方税の取扱い

財政専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	税務証明				B	
2	個人市町民税				B	
3	法人市町民税				B	
4	軽自動車税				B	
5	入湯税				B	
6	事業所税		×	×	B	
7	固定資産税				B	
8	口座振替				B	
9	前納報奨金	×		×	C	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(9) 地方税の取扱い

財政専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 税務証明	<p>交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得証明書、市県民税課税(非課税)証明書、市県民税所得・課税証明書、市県民税納税証明書、国民健康保険税納税証明書、法人市民税納税証明書、法人等所在地証明書、事業所税納税証明書、軽自動車税納税証明書 1件 300円 軽自動車税納税証明書(継続検査用) 無料 固定資産税課税証明書、固定資産税納税証明書、固定資産税評価証明書、固定資産税公課証明書、固定資産税なし証明書、車庫証明書、台帳記載事項証明書 1件 300円 住宅用家屋証明書 1件 1,200円 固定資産税課税台帳兼名寄帳 無料 <p>証明書交付時期 現年度証明は、各納税通知書発送日から交付する。</p> <p>本人確認 ・請求書記載事項(住所・氏名・生年月日)および押印により確認する。 ・押印のない場合、身分の確認できるもの(運転免許証等)の提示を求める。</p>	<p>交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得証明書、町県民税課税(非課税)証明書、町県民税所得・課税証明書、町県民税納税証明書、国民健康保険税納税証明書、法人町民税納税証明書、法人等所在地証明書、軽自動車税納税証明書、固定資産税課税証明書、固定資産税納税証明書、固定資産税評価証明書、固定資産税公課金証明書、固定資産税なし証明書 1件 200円 軽自動車税納税証明書(継続検査用) 無料 住宅用家屋証明書 1件 1,300円 固定資産税課税台帳兼名寄帳 1枚 10円(コピー代として) <p>証明書交付時期 現年度証明は固定資産については4月1日より、町県民税については納税通知書発送後から交付する。</p> <p>本人確認 ・請求書記載事項(住所・氏名)により確認する。</p>	<p>交付手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得証明書、町県民税課税(非課税)証明書、町県民税所得証明書、町県民税納税証明書、国民健康保険税納税証明書、法人町民税納税証明書、法人事業証明・営業証明、固定資産税課税証明書、固定資産税納税証明書、固定資産税評価証明書、固定資産税公課証明書、固定資産税課税なし証明書、台帳記載事項証明書 1件 200円 軽自動車税納税証明書(継続検査用) 無料 住宅用家屋証明書 1件 1,300円 固定資産課税台帳兼名寄帳 無料 <p>証明書交付時期 河辺町に同じ。</p> <p>本人確認 河辺町に同じ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手数料が異なる。 証明書の交付時期が異なる。 本人確認の方法が異なる。 	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。なお、受付窓口は両町に設置する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
2 個人市町民税					
(1) 税率、納期	<p>均等割の税率</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準税率 2,500円 所得割の税率 標準税率 <p>課税標準200万円以下 3/100 同200万円超700万円以下 8/100 速算控除額100,000円 同700万円超 10/100 速算控除額240,000円</p> <p>普通徴収の納期</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>特別徴収の納期</p> <p>6月から翌年5月まで、各月分を翌月10日まで</p>	<p>均等割の税率</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準税率 2,000円 所得割の税率 <p>秋田市に同じ。</p> <p>普通徴収の納期</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から12月28日まで</p> <p>特別徴収の納期</p> <p>秋田市に同じ。</p>	<p>均等割の税率</p> <p>河辺町に同じ。</p> <p>所得割の税率</p> <p>秋田市に同じ。</p> <p>普通徴収の納期</p> <p>第1期 6月1日から 6月30日まで 第2期 8月1日から 8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 11月1日から11月30日まで</p> <p>特別徴収の納期</p> <p>秋田市に同じ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 均等割の税率が異なる。 普通徴収の納期が異なる。 	<p>平成17年度から秋田市の制度に統一する。</p>
(2) 非課税基準等	<p>均等割の非課税要件</p> <p>均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の控除対象配偶者および扶養親族の数の1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万6,000円を加算した金額)以下である者</p> <p>減免</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定による保護を受ける者 納税義務者および納税義務者と生計を一にする者の当該年の所得金額の合計見込額が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者 	<p>均等割の非課税要件</p> <p>均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者および扶養親族の数の1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万2,000円を加算した金額)以下である者</p> <p>減免</p> <p>秋田市に同じ。</p>	<p>均等割の非課税要件</p> <p>河辺町に同じ。</p> <p>減免</p> <p>秋田市に同じ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準限度額が異なる。 当該年の所得減少割合に応じた減免割合が異なる。 	<p>平成17年度から秋田市の制度に統一する。</p>
(3) 市町民税申告の受付	<p>申告受付</p> <p>市民税申告および簡易な確定申告の受付、相談を実施する。</p>	<p>申告受付</p> <p>町民税申告および簡易な確定申告の受付、相談申告システムによる電算入力受付し出力する。</p>	<p>申告受付</p> <p>町民税申告および簡易な確定申告の受付、相談申告システムによる電算入力受付し出力する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河辺町、雄和町は申告支援システムを使用している。 	<p>当分の間、現行どおり使用する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
3 法人市町民税					
(1) 税率、納期	均等割 ・制限税率 6～360万円 法人税割 ・制限税率 14.7/100	均等割 ・標準税率 5～300万円 法人税割 ・標準税率 12.3/100	均等割 河辺町に同じ。 法人税割 河辺町に同じ。	・均等割の税率が異なる。 ・法人税割の税率が異なる。	平成19年度まで標準税率による不均一課税とする。なお、秋田市に事務所等を有し、かつ河辺町又は雄和町に事務所等を有する法人については、合併時に秋田市の制度に統一する。
4 軽自動車税					
(1) 税率、納期、非課税等	納期 5月1日～5月31日 課税免除 ・商品であって使用しない軽自動車等 ・指定講習機関が初心運転者講習に使用する軽自動車等	納期 4月11日～4月30日 課税免除 ・商品であって使用しない軽自動車等	納期 秋田市に同じ。 課税免除 基準なし。	・河辺町、雄和町の税率に被けん引車の税率がない(秋田市2,400円)。 ・河辺町の納期が異なる。 ・雄和町に課税免除制度がない。	平成17年度から秋田市の制度に統一する。なお、受付窓口は両町に設置する。(両町の規定により交付を受けている原動機付自転車と小型特殊自動車の標識は、秋田市の規定に基づき交付を受けたものとみなす。)
(2) 賦課事務、異動処理等	課税保留 2年連続で公示送達したもの、および車検が必要な軽自動車で4年以上未納があり、本人の所在が不明なものなどについては、課税保留の取扱をする。	課税保留 未実施	課税保留 未実施	・秋田市のみ課税保留を実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
(3) 標識弁償金	標識弁償金額 150円	標識弁償金 100円	標識弁償金額 河辺町に同じ。	・標識弁償金額が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5 入湯税	税率 宿泊 入湯客1人1日につき 150円 日帰り 入湯客1人1日につき 75円 不均一課税 日帰り入湯客は、標準税率の2分の1による。 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・日帰り客の利用に供される施設で、その利用料金が1,000円以下のものにおける日帰りの入湯者 ・修学旅行又は体育大会等の行事に参加中の児童、生徒および学生で、引率教員等が付き添い、所属学校の長の発行する修学旅行又は体育大会等の行事に参加する事実を証明する書類を有する者	税率 宿泊 入湯客1人1日につき 150円 不均一課税 未実施 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	税率 河辺町に同じ。 不均一課税 未実施 課税免除 河辺町に同じ。	・秋田市のみ日帰り不均一課税を実施している。 ・秋田市のみ課税免除対象が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
6 事業所税	納税義務者 事業所などで事業を行う法人又は個人 課税標準 ・資産割 事業所床面積 ・従業者割 従業者給与総額 税率 ・資産割 1㎡ 600円 ・従業者割 100分の0.25 免税点 ・資産割 1,000㎡以下 ・従業者割 100人以下 納期(申告納付) ・法人の場合 事業年度終了の日から2ヶ月以内 ・個人の場合 翌年の3月15日まで	課税なし。	課税なし。	・秋田市のみ課税している。	平成19年度まで課税免除とする。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
7 固定資産税					
(1) 税率、納期	<p>税率 1.6/100(超過税率) 不均一課税</p> <p>・国際観光ホテル整備法の規定によって登録を受けたホテル業の用に供する家屋に対し、当該家屋が登録を受けた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から5年度分以内に限り、税率の2分の1とする。</p> <p>・都市再開発法第138条および同法附則第4条第2項の規定に該当する家屋に対しては、当該家屋が登録を受けた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から5年度分以内に限り、税率の2分の1とする。</p> <p>課税免除 ・市長が認定した事業者に対し、市長が認定した日の属する年度の翌年度を初年度として3年間固定資産税を免除(秋田市商工業振興条例第3条)2億円を限度とする。</p> <p>納期 5月10日から同月31日まで 7月 1日から同月31日まで 12月 1日から同月31日まで 翌年 2月 1日から同月末日まで</p>	<p>税率 1.4/100(標準税率) 不均一課税 未実施</p> <p>課税免除 ・町長が認定した事業者に対し、町長が認定した日の属する年度の翌年度を初年度として3年間固定資産税を免除(河辺町過疎地域自立促進のための固定資産税に関する条例、河辺町企業誘致条例)</p> <p>納期 5月1日から同月31日まで 7月1日から同月31日まで 9月1日から同月30日まで 11月1日から同月30日まで</p>	<p>税率 河辺町に同じ。 不均一課税 未実施</p> <p>課税免除 ・町長が認定した事業者に対し、町長が認定した日の属する年度の翌年度を初年度として3年間固定資産税を免除(雄和町過疎地域活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例)</p> <p>納期 5月1日から 5月31日まで 7月1日から 7月31日まで 10月1日から10月31日まで 12月1日から12月25日まで</p>	<p>・税率が異なる。 ・秋田市のみ、国際観光ホテル整備法および都市開発法の規定による家屋に対し、不均一課税を実施。 ・課税免除の適用条例が異なる。 ・納期が異なる。</p>	<p>税率については、平成20年度まで不均一課税とする。なお、河辺町、雄和町の税率は、平成17年度までは現行どおりとし、平成18・19・20年度は1.5%とする。</p> <p>その他については、平成17年度から秋田市の制度に統一する。なお、課税免除については、必要に応じて条例を整備する。</p>
(2) 台帳作成、管理	<p>固定資産税証明書交付手数料</p> <p>・土地評価証明 300円 ・家屋評価証明 300円 ・自宅用家屋証明 1,200円 ・登録免許税の軽減措置証明 1,200円</p> <p>・納税証明 300円 ・課税証明 300円 ・公課証明 300円 ・車庫証明用 300円 ・その他証明 300円 ・閲覧、名寄 無料</p>	<p>固定資産税証明書交付手数料</p> <p>・土地評価証明 200円 ・家屋評価証明 200円 ・自宅用家屋証明 1,300円 ・登録免許税の軽減措置証明 1,300円</p> <p>・納税証明 200円 ・課税証明 200円 ・公課証明 200円 ・その他証明 200円 ・閲覧 200円 ・名寄(1枚) 10円</p>	<p>固定資産税証明書交付手数料</p> <p>・土地評価証明 200円 ・家屋評価証明 200円 ・自宅用家屋証明 1,300円 ・登録免許税の軽減措置証明 1,300円</p> <p>・納税証明 200円 ・課税証明 200円 ・公課証明 200円 ・その他証明 200円 ・閲覧 無料</p>	<p>・手数料が異なる。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
(3) 台帳等縦覧、閲覧	閲覧手数料 無料	閲覧手数料 200円	閲覧手数料 無料 (ただし、証明書として交付の際は 200円)	・手数料が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
8 口座振替	対象税目 市県民税、固定資産税 納期限(該当日が金融機関の休業日 である場合は、翌営業日) ・市県民税 6月30日、8月31日、10月31日、 1月31日 ・固定資産税 5月31日、7月31日、12月31日、 2月29日 口座振替手数料(平成14年度) ・銀行等の金融機関 1件 7.5円 ・郵便局 1件 10円	対象税目 町県民税、固定資産税、軽自動車税 納期限(休日の場合は、その翌日又 は翌々日の平日) ・町県民税 6月16日(全納A)、6月30日(全 納B・1期)、9月1日(2期)、 10月31日(3期)、1月5日(4 期) ・固定資産税 5月15日(全納B)、6月2日(全 納B・1期)、7月31日(2期)、 9月30日(3期)、12月1日(4期) ・軽自動車税 4月30日 口座振替手数料(平成14年度) ・振り替え 1件 10円	対象税目 町県民税、固定資産税、軽自動車税 納期限(平成15年度) ・町県民税 6月30日(1期)、9月1日(2期)、 10月31日(3期)、12月1日(4期) ・固定資産税 6月2日(1期)、9月1日(2期) 10月31日(3期)、12月1日(4 期) ・軽自動車税 6月2日 口座振替手数料(平成14年度) 河辺町に同じ。	・秋田市では軽自動車税の口座振替を行っていない。 ・河辺町では全納振替を行っている。 ・手数料が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。 なお、秋田市で一括して、全納、軽自動車税も含めて口座振替を行う。
9 前納報奨金	未実施	河辺町町税条例第41条・68条の規定により町民税(普通徴収)、固定資産税で行っている。	未実施	河辺町のみ実施している。	廃止する。